

T&M通信

～税務と経営～

2026年6月号

今月の経営チェックポイント✓

- 住民税の特別徴収(給料からの天引)額が令和8年分になります。
※住民税普通徴収第1期分の納付期限
6月30日(火)(京都市の場合)
- 6月、7月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。



納税期限スケジュール

- 所得税の予定納税額の通知と納付
原則として前年に15万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は6/15までに税務署から通知があります。
第1期納付期間：7/1～7/31(振替日：7/31)
第2期納付期間：11/1～11/30(振替日：11/30)
- 所得税の予定納税額の減額申請
予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。申請期限：7/15
- 労働保険の申告・納付
労働保険の加入事業所は令和7年度の確定労働保険料と令和8年度の概算労働保険料の申告と納付が必要です。申告納付期間：6/1～7/10

T&M田中会計ホームページ5月更新記事案内

ホームページ『お役立ち情報』の5月の更新は以下の通りです。

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2026年5月 Vol.131

【社会保険】

「130万円の壁」が激変！2026年4月からの新ルールで働き方はどう変わる？

■知らないと損する！？お金や税金ニュース 2026年5月 Vol.132

【酒税法】

酒税一本化で何が変わる？「安さ」から「味わい」の時代へ

T&M田中会計ホームページ (<https://tam-jp.com/>)

T&M田中会計ホームページ「お役立ち情報ページ」(<https://tam-jp.com/msnavi/>)